

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
坂出市	川津地区 （鑄物師屋、峠、東山、円造寺、山田、昭和、中原、中塚、弘光、元結木、西原、西又、折居、春日、六反地、蓮尺、下川津、井手の上）	令和3年3月	

1 ① 地区内の耕地面積

① 地区内の耕地面積（100㎡未満の農地及び荒廃農地を除く）	200.91 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	102.58 ha
③ 地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	48.65 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.57 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.15 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.64 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

- 農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、引き続き法人が借り受け農地保全に取り組むべきである。
- 水系が複雑である。
- 438号線から東側の農地は1筆あたりのほ場面積が小さく、進入路等も狭いことから大型機械が入りづらい農地がある。
- 用途区域やその周辺の地域では宅地化が進み、農業に対する理解が難しい。
- 徐々に担い手への集積は進んできているが、ほ場が分散しており集約化には至っておらず、作業効率の向上にはつながっていない。
- 大半の農地が農用地に指定されていないことから、売却・転用される可能性が高く、優良農地の減少が懸念されている。
- 宅地が多く、野菜作りの歴史も浅いことから営農が難しい。
- 取水が難しく、野菜作りにおいて春から夏の作付けが困難である。
- 進入路のない農地が多い。
- 水利が不明な所がある。
- 特に稲作農家の後継者育成が進んでおらず、水田農業の計画が立っていない。
- 地区において、規模拡大意向のある担い手が少ないため、地区外の担い手への農地集積・集約を進める必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は中心経営体である認定農業者等が担うほか、新たに入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

認定農業者や新規就農者の育成・確保に努め、農地集積の促進を図る。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	露地野菜	3.0 ha	露地野菜	4.0 ha	川津町
認農	B	露地野菜	1.5 ha	露地野菜	1.5 ha	川津町
認農法	C	麦	1.0 ha	麦	3.0 ha	川津町
認農法	D	露地野菜	0.5 ha	露地野菜	1.5 ha	川津町
認農法	E	露地野菜	1.8 ha	露地野菜	2.3 ha	川津町
認農法	F	露地野菜	7.9 ha	露地野菜	12.0 ha	川津町
認農法	G	露地野菜	2.0 ha	露地野菜	3.0 ha	川津町
認農法	H	露地野菜	1.8 ha	露地野菜	5.0 ha	川津町
認農法	I	露地野菜	2.9 ha	露地野菜	3.5 ha	川津町
認農法	J	麦	1.1 ha	麦	1.5 ha	川津町
計	10 経営体		23.7 ha		37.3 ha	

注) 面積は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。

中心経営体が病気や怪我等の理由により営農が困難となった場合にも、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手の確保に努める。

圃場整備を進めるよう努める。